

○常滑市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

令和5年3月30日要綱第18号
令和7年3月7日要綱第18号 改正
令和8年3月31日要綱第25号 改正

常滑市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旧基準木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止し、市民の生命、財産の保護を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（階数が2以下で在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。以下同じ。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する耐震診断をいう。
 - ア 市が、愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（以下「県要綱」という。）に基づいて実施する無料耐震診断
 - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断
- (3) 判定値 次のいずれかに該当する総合評価をいう。
 - ア 県要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定値
 - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の評点
- (4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事（別表第1に定めるものに限る。）を含む改修工事をいう。
- (5) 精密診断法による改修設計 一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフトの精密診断法による木造住宅の診断プログラムその他市長が認めるプログラムを利用して行う設計をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。ただし、補助対象住宅の棟数は1人当たり1棟限りとする。

- (1) 市内に存する主として居住の用に供される旧基準木造住宅であること。
- (2) 木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満又は得点が80点未満と診

断されていること。

- (3) 個人又は法人が所有するものであること。
 - (4) 過去に耐震改修費若しくは耐震シェルター整備費補助制度に基づく補助金又はこれに準ずるものの交付を受けていないこと。
- (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者（現に居住している等単に占有する者のうち、所有者の同意を得たものを含む。以下同じ。）
 - (2) 市税の滞納がない者
 - (3) 補助対象住宅が共同所有の場合において共有者全員の同意を得た者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- 2 前項の規定にかかわらず、第14条の規定による交付申請の取下げを行った者及び第19条第2項の規定による交付決定の取消しの通知を受けた者は、同一年度内に再度申請を行うことはできない。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第9条に規定する交付の決定後に着手する工事であり、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 第2条第3号アにおいて判定値が1.0未満と診断された補助対象住宅について、耐震改修工事を行うことにより、工事後の判定値が1.0以上となること。ただし、耐震改修工事は、1.0未満と診断された階別方向別評点を、判定値に0.3を加算した数値以上とする工事とする。
- (2) 第2条第3号イにおいて判定値が80点未満と診断された補助対象住宅について、耐震改修工事を行うことにより、工事後の同号アによる判定値が1.0以上となること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の費用（改修設計等費と耐震補強工事費の合計額）から消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 改修設計費（精密診断法による改修設計費を除く。）及び耐震補強工事費の合計額に5分の4を乗じて得た額。ただし、115万円を上限とする。
- (2) 精密診断法による改修設計費に3分の2の額を乗じて得た額。ただし、20万円を上限とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施に関する契約を締結する前に、常滑市木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 補助対象住宅の登記事項証明書（未登記の場合は申請者による所有を確認できる書類の写し）
- (3) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第2条第2号によるものに限る。）
- (4) 耐震補強工事計画書
 - ア 工事場所の案内図及び平面図
 - イ 補強計画図その他補強方法を示す図書
 - ウ 耐震改修工事後の建物についての耐震診断の判定値（建築士の記名及び押印のあるものに限る。）
- (5) 耐震改修工事費の見積書の写し（補助対象事業とその他の部分を分けたもので、施工業者等の記名のあるものに限る。）
- (6) 市税納税証明書（市税の滞納がないことの証明書）
- (7) 補助金を代理人が受領する場合 同意書（様式第3）
- (8) 共同所有の場合 共有者全員が同意していることが確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、受理後30日以内にその内容を審査し、その結果を、常滑市木造住宅耐震改修費補助金交付・不交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があるときは条件を付することができる。

(補助対象事業の実施に関する契約)

第9条の2 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から起算して90日を経過する日又は当該通知を受けた日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに補助対象事業の実施に関する契約を締結しなければならない。

(申請内容の変更)

第10条 交付決定者は、第8条の規定による申請内容を変更しようとする場合は、常滑市木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書（様式第5）に変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第11条 市長は、前条の規定による変更申請を受理した場合は、受理後30日以内にその内容を審査し、その結果を、常滑市木造住宅耐震改修費補助金変更認定・不認定通知書（様式第6）により交付決定者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第12条 交付決定者は、耐震改修工事が期間内に完了しない場合又は当該工事の遂行が困難になった場合は、その事実を知った日から14日以内に常滑市木造住宅耐震改修工事遅滞等報告書(様式第7)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遅延等に係る指示)

第13条 市長は、前条の規定による報告書を受理した場合は、その内容を確認し、指示書(様式第8)により交付決定者に指示するものとする。

(申請の取下げ)

第14条 交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、常滑市木造住宅耐震改修費補助金交付申請取下げ届(様式第9)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、常滑市木造住宅耐震改修工事完了実績報告書(様式第10)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の契約書等の写し(交付決定後に契約したものに限る。)
- (2) 耐震改修工事代金の領収書又は支払を証する書類の写し
- (3) 耐震改修工事着手前、工事施工状況及び工事完了後の写真(日付が記載されたものに限る。)
- (4) 耐震改修工事が事業計画書に基づき施工されたことを証する書面(建築士の記名及び押印のあるものに限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、当該工事の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による報告書を受理した場合は、その内容を検査し、交付すべき補助金の額を確定し、常滑市木造住宅耐震改修費補助金交付確定額通知書(様式第11)により、交付決定者に通知するものとする。

2 前項に規定する検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書(様式第12)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 前条第1項の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求するときは、常滑市木造住宅耐震改修費補助金交付請求書(様式第13)を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は通知を受けた日の属する年度の3月7日(土日祝日の場合は前開庁日)のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。ただし、同意書の提出により代理人を定めた場合は、代理人に対して補助金を交付するものとする。この場合において、市長は常滑市木造住宅耐震改修費補助金代理交付通知書（様式第14）により、申請者に対してその旨を通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- （2） 第16条第2項の規定による不備事項の改善を行わないとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容や条件又はこの要綱その他法令に違反したとき。
- （4） その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、常滑市木造住宅耐震改修費補助金交付（一部）取消通知書（様式第15）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対して、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた者は、速やかにその返還をしなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月17日要綱第18号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日要綱第25号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

◆補強工事等

	改修設計	耐震補強工事
調査	地盤調査	耐震精密診断
耐震改修計画の作成等	(1) 改修設計 (2) 工事監理	
総合判定において必要耐力(Q _r)を低減させることを目的とした工事		(1) 地盤改良工事 (2) 屋根工事 (3) 木造躯体工事(屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの) (4) 仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備の工事を含む。) (5) 撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ(P)の評価を向上させることを目的とした工事		(1) 木造躯体工事 (2) 基礎工事(土工事を含む。) (3) 仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備の工事を含む。) (4) 撤去部分の復旧工事(造作、左官、内外装、建具、塗装又は建築設備の工事)
総合判定において劣化度(D)の評価を向上させることを目的とした工事		(1) 木造躯体工事(劣化部材の取替え) (2) 仮設工事及び既設部分の撤去工事(建築設備の工事を含む。) (3) 撤去部分の復旧工事(造作、左官、内外装、建具、塗装又は建築設備の工事)
その他の補強工事		上記のほか、耐震性能を向上させる工事に附帯するものとして市長が認める工事